**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十七年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月三十日

熊本県熊本市東区平山町三二四三番地

農事組合法人小山戸島酪農組合

清算人　上田　廣美

**解散公告（第三回）**

当法人は、社員総会の決議及び山口県知事の認可により、平成二十七年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月三十日

山口県山口市大内御堀三八番地二

医療法人米谷眼科医院

清算人　米谷　純子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十七年九月四日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月三十日

香川県高松市国分寺町福家甲九六七番地二

宗教法人西照寺

清算人　岡　敏子

**配当公告**

岡山県真庭市下河内三一四番地二

破産者　河本　英世

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十六年（フ）第七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三三〇、一四二、四七四円

一、配当することのできる金額

金二〇、四八七、四二六円

平成二十七年九月三十日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階

破産管財人　石川　敬之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道釧路市中園町二四番地、最後の住所北海道釧路市美原二丁目四三番五号

被相続人　亡　船水　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

北海道釧路市宮本一丁目三番一一号弁護士法人笠井・伊藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤明日佳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県北相馬郡利根町大字立木二九七一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大古　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

事務所茨城県土浦市桜町三丁目七番二号

横山ビル一階奥庭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥庭　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県羽咋市滝町カ一八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西野　征広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県小松市粟津町ワ八三番地、最後の住所石川県金沢市長坂二丁目四番七号　ロイゼスI・三〇一号　被相続人　亡　嘉宮　弘賀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

石川県金沢市橋場町六番一七号　弁護士法人あさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　正紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県甲府市武田一丁目一六六番地、最後の住所埼玉県川越市中原町一丁目一二番地一三池田ビル二〇一号室

被相続人　亡　金子　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

山梨県甲府市丸の内一丁目一七番五号舞鶴ビル五F利根川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　利根川雅一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区田園調布三丁目二二番一一、最後の住所長野県松本市梓川梓二九七〇番地八　被相続人　亡　山本　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

長野県松本市大手二―五―一モモセビル四階　中野勝志法律事務所

相続財産管理人　中野　勝志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県西尾市錦城町三一番地二、最後の住所愛知県西尾市高砂町三二番地二

被相続人　亡　宮島　邦周

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

愛知県岡崎市戸崎新町五番地三三松田法治司法書士事務所

相続財産管理人　松田　法治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県弥富市前ケ須町小前ケ須二七七番地、最後の住所愛知県名古屋市西区中小田井二丁目四四一番地第二坂井マンション一〇七号　被相続人　亡　森　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

愛知県名古屋市昭和区山手通五丁目三一番地二　中京大学法科大学院五階中京市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　名越　陽子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県岡崎市材木町一丁目五二番地、最後の住所愛知県瀬戸市市場町一二番地サボートハウス縁　被相続人　亡　佐野　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

名古屋市中区新栄二丁目一番九号雲竜ビル西館十階一〇〇三号・十六階一六〇五号河内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　恒川　直久